

## 変更理由書（案）

### むつ都市計画用途地域の変更について

○むつ都市計画用途地域を変更する位置及び地区名  
別添総括図のとおり

○むつ都市計画用途地域を変更する区域  
むつ市大字田名部字槌川目、大字田名部字上川の各一部

○むつ都市計画用途地域を変更する面積  
約1.5ヘクタール

#### ○変更理由

むつ市都市計画マスタープランでは、下北半島縦貫道路むつ南バイパス、国道279号バイパス、国道338号バイパスが結節する箇所において、インターチェンジ接続箇所としての環境づくりを進めるとした土地利用の方針が定められています。

また、むつ市と青森県では「休憩機能」「情報発信機能」「地域連携機能」「防災機能」を併せ持った施設の立地による安全で快適な道路交通環境の提供と地域の振興を目的とした事業が進められています。

これらの都市の将来像の達成や地域振興、未利用地の有効活用のため、周辺に配慮した用途地域へと変更するものです。